

飛驒市建設工事検査要領

(目的)

第1 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、飛驒市が行う請負契約による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「建設工事」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者 市長をいう。
- (3) 監督権者 所管の部長又は課長をいう。
- (4) 検査員 検査権者から建設工事の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 監督員 監督権者から建設工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (6) 請負者 飛驒市会計規則（平成16年飛驒市規則第47号。（以下「会計規則」という。））により建設工事の請負契約を締結した請負契約の相手方をいう。
- (7) 設計図書 工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第1項に定める設計図書をいう。

(検査の方法)

第3 検査は建設工事の出来形を対象として工事請負契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及び岐阜県建設工事検査基準等に基づいて行うものとする。

(検査の種類)

第4 建設工事の検査の種類は次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限る。）が完成した場
合に行う検査[約款第31条2項、第38条1項関係]
- (2) 出来形検査
ア 建設工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査（確認を含む。以下この号において同じ。）を要するものにあつては検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査[約款第37条1項関係]
イ 工事請負契約解除をした場合の出来形部分の検査[約款第50条1項関係]
- (3) 中間検査 建設工事の履行途中において検査権者が必要と認める場合に行う検査

(検査の期日)

第5 検査は、会計規則及び契約書の規定により完成届（岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第27号様式）又は出来形届（共通仕様書第25号様式）を受けた日から14日以内に行わなければならない。ただし、検査は契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

(兼務の禁止)

第6 検査員は、次の各号に掲げる場合を除いて建設工事の監督員を兼ねることはできない。

- (1) 維持修繕に関する工事で施工後直ちに行わなければならない給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査
- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

(検査員の指定)

第7 検査員は次の表に掲げる職員を検査ごとに命令書(検要様式1号)により指定する。

工事の当初設計金額	検査員
3,000万円未満	所管部内の課長
3,000万円以上	所管の部長又は参事

2 検査権者は、建設工事に係る検査員が対応することが困難なときは、検査員と同等以上の職員を検査員として指定することができる。

(検査員の職務、権限)

第8 検査員は、建設工事の施工管理記録及び指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、請負者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完成検査において出来形検査又は中間検査にて確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書(検要様式4号)で指示し、その完成を確認するものとする。

(立会人等)

第9 検査員は、検査を実施するときは建設工事の監督員、請負者又はその代理人その他必要と認められる関係者を立会わせるものとする。

(検査の準備)

第10 監督員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

- (1) 契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類
- (2) 工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示
- (3) 検査に必要な用具及び人員
- (4) その他検査員があらかじめ指示した事項

(検査復命書の作成)

第11 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査復命書(検要様式2号)を作成し検査権者に提出しなければならない。

(検査結果の通知)

第12 検査権者は、検査員は検査復命書の受領後速やかに建設工事の検査結果を請負者に対して通知(検要様式3号)しなければならない。

(再検査)

第13 検査員は、請負者から修補改造完了届(検要様式5号)を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3から第12までの規定を準用する。

(検査調書の作成)

第14 検査員は、検査をしたときは、完成検査にあつては検査調書(別紙1)を、出来形検査にあつては検査調書(別紙2)を作成しなければならない。ただし、契約金額が飛騨市契約規則第39条に規定する額(50万円)を超えないものについては契約の相手方の履行についての届書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名押印してこれに代えることができる。

(検査の委託)

第15 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合は、市の職員以外の者に検査を委託することができる。

(適用の除外)

第16 維持修理等で当初契約金額50万円以下の工事はこの要領によらないことができる。

(実施細目)

第17 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な細目は別に定める。

附 則 (平成16年4月1日付け飛建第8号)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月1日付け飛管第343号)

この要領は、平成18年7月1日より改正し、施行する。

附 則 (平成20年3月31日付け飛管第1121号)

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

飛驒市委託業務検査要領

(目的)

第1 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき、飛驒市が行う委託契約した調査、測量及び設計等の業務（以下「業務委託」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が委託契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う委託の既履行部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者 市長をいう。
- (3) 監督権者 所管の部長又は課長をいう。
- (4) 検査員 権者権者から委託業務の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 監督員 監督権者から委託業務の監督を命ぜられた者をいう。
- (6) 受注者 飛驒市会計規則（平成16年飛驒市規則第47号。（以下「会計規則」という。））により委託業務の契約を締結した請負契約の相手方をいう。

(検査の種類)

第3 検査の種類は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 完成検査 委託業務の完了を確認するための検査[約款第30条関係]
- (2) 既履行部分検査 委託業務の一部が完了し引渡しを受ける場合又は、契約解除により既履行部分の引渡しを受ける場合で委託業務の既成部分を確認する検査[約款第36条、第44条関係]
- (3) 中間検査 設計図書に基づき委託業務が適正に実施されていることが完了後明視できない部分又は、発注者が重要と判断する部分について業務作業中に行う検査

(検査の期日)

第4 検査は、会計規則及び契約書の規定により完了届（様式第1号）指定部分完了届（様式第1号の2）又は、修補完了届（様式第1号の3）を受けた日から10日以内に行わなければならない。ただし、検査は契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

(兼務の禁止)

第5 検査員は、委託業務の監督員を兼ねることはできない。ただし、特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な場合においては、この限りではない。

(検査員の指定)

第6 検査員は次の表に掲げる職員を検査ごとに命令書（検要様式1号）により指定する。

委託業務の当初設計金額	検査員
3,000万円未満	所管部内の課長
3,000万円以上	所管の部長又は参事

2 検査権者は、委託業務に係る検査員が対応することが困難なときは、検査員と同等以上の職員を検査員として指定することができる。

(検査員の職務、権限)

第7 検査員は、検査に先だって委託業務の指示事項等の確認をしなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に業務の書類及び資料の提出又

は、事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完了検査において既履行部分又は、中間検査において確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（検要様式5号）で指示し、その完了を確認するものとする。

（立会人等）

第8 検査員は、監督員並びに、受注者又はその管理技術者その他必要と認められる関係者を検査に立会わせることができるものとする。

（検査の準備）

第9 監督員は、検査に際し次に掲げるものを準備しておくものとする。

- (1) 契約書、設計図書、その他契約履行の記録等検査に必要な書類
- (2) 業務現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示
- (3) 検査に必要な用具及び人員
- (4) その他検査員があらかじめ指示した事項

（検査復命書の作成）

第10 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査復命書（様式第6号）を作成し検査権者に提出しなければならない。

（検査結果の通知）

第11 検査権者は、検査員から検査復命書の受理後速やかに委託業務の検査結果を受注者に対して通知（様式第4号）しなければならない。

（再検査）

第12 検査員は、受注者から修補完了届（様式第1号の3）を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3から第11までの規定を準用する。

（検査調書等の作成）

第13 検査員は、検査を終了したときは検査調書（第7号様式）及び業務成績報告書（検要様式2号-1）を作成しなければならない。

（検査の委託）

第15 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合は、市の職員以外の者に検査を委託することができる。

（適用の除外）

第16 当初契約金額50万円以下の委託業務はこの要領によらないことができる。

（実施細目）

第17 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な細目は別に定める。

附 則（平成16年4月1日付け飛建第9号）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月1日付け飛管第344号）

この要領は、平成18年7月1日より改正し、施行する。

附 則（平成20年3月31日付け飛管第1122号）

この内規は、平成20年4月1日から施行する。